

提案基準 L 法第 3 4 条第 1 3 号に規定する届出の有効期間の経過するもの

法第 3 4 条第 1 3 号（改正前の同条第 9 号の規定に基づくものを含む。）に規定する届出を行った者が、その届出の有効期間内に建築行為等が完了できなかった土地に建築物を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 . 法第 3 4 条第 1 3 号（改正前の同条第 9 号の規定に基づくものを含む。）の規定に適合する届出がされていること。
- 2 . 自己の所有する住宅を持たない者又は立ち退かざるを得ない者等で、法第 3 4 条第 1 3 号（改正前の同条第 9 号の規定に基づくものを含む。）の届出をした者が経済事情等相当の理由により、期間内に建築できなかったものであること。
- 3 . 当該建築物の用途が、次のいずれかに該当するものであること。
 - （ 1 ）建築基準法別表第 2（ろ）項に規定する建築物
 - （ 2 ）その他周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないと認められる建築物